

サービスガイド

ご契約内容の変更や、もしもの事故や故障のときに、ご注意くださいたいことをまとめてご紹介しています。

「Myホームページ」のご案内

契約内容をあらためて確認したいときは？

三井ダイレクト損保がご用意する、お客さま専用の『Myホームページ』にてご確認いただけます。

インターネットでご契約いただいた方

ご契約と同時にご利用いただけます。

申込書でご契約いただいた方

保険証券がお手元に到着後、当社Webサイトから登録すればすぐにご利用いただけます。

当社Webサイト <https://www.mitsui-direct.co.jp>

Myホームページでご利用いただけること

ご契約内容の照会

ご継続手続き、新規お見積もり・お申し込み手続き

登録内容の変更

ご契約内容の変更

事故のご連絡

事故対応に関する各種情報のご照会

お客さま携帯カード情報の送信



※Webサイト画面は2019年1月2日時点のものを掲載しております。Webサイト画面のデザインは変更になる場合があります。

ご注意 推奨環境については、当社Webサイトをご確認ください。

契約内容の変更手続き

契約内容の変更が必要になったら？

次のような変更がある場合にはあらかじめ変更のお手続きをお願いします。ご連絡がないまま事故に遭われた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

変更が必要な主な場合

バイクの入替え

<例>

- 古くなったので、バイクを買い替えた。

ご住所等の変更

<例>

- マンションを買ったので引越した。
- 電話番号を変更した。

主に運転される方の変更

<例>

- ご主人の単身赴任で奥さまが主に運転することになった。
- お子さまが運転免許証を取り、主に運転することになった。

クレジットカードの変更

<例>

- 月払で契約しているが、保険料払込みに使用しているクレジットカードを解約した。

バイクを入替える際にご注意いただきたいこと

- ・バイクを入替える場合は、新規車両の車検証等をご用意のうえ速やかにご連絡願います。
- ・車両や車両所有者の名義等によっては、バイクを入替えいただけない場合があります。
- ・入替えができないバイクは等級を引継ぐことができず、新たにご契約いただくこととなります(お引き受けできない場合もあります)。
- ・入替えの可否等にご不明な点がございましたら、事前にご相談ください。

Myホームページをお持ちのお客さま

Myホームページにログインし、お手続きください。

<https://www.mitsui-direct.co.jp/customer/>

※ご契約の状況・ご変更内容によっては、Myホームページからお手続きいただけない場合もございます。その際はお手数ですが、下記「お客さまセンター」までご連絡ください。

Myホームページをお持ちでないお客さま

お手数ですが、下記「お客さまセンター」までご連絡ください。

お客さまセンター 0120-312-750

受付時間：平日9:00～22:00 土・日・祝日9:00～18:00

*詳細は「約款のしおり」をご覧ください。

事故対応サービス

もしも事故にあったらどうすればいいの？

まずは『事故受付センター』にお電話ください。

ジコはミツイに
0120-258-312 24時間365日対応

事故発生から解決まで、責任をもって対応します。

1事故専任担当制

1事故ごとに人身事故・物件事故の専任スタッフが責任をもって担当します。

賠償事故示談交渉サービス

対人・対物賠償事故についてお客さまに代わって示談交渉を行います。

休日でも安心のサービス

対人・搭乗者傷害・自損事故傷害・人身傷害の入院事故については、ご要望により、休日の事故でもお客さまのもとに急行します。
※全国で、平日・休日を問わず、21時までご利用いただけます。

事故による「保険金請求」の際のサービスも各種ご用意しております。

保険金請求書省略サービス

対物事故については、原則保険金請求書を省略させていただきます。

入院保険金内払サービス

自損事故傷害特約で長期の入院の場合には、入院中であっても簡易な手続きで保険金の内払いを行います。

診断書省略サービス

搭乗者傷害・自損事故傷害特約で入院日数が一定日数以内の場合には、診断書の取付を省略*して保険金をお支払いします。
*診断書にかえ入院日などをご申告いただけます。

事故証明書取付代行サービス

保険金お支払いのために交通事故証明書の取付が必要な場合、お客さまに代わって取付代行および費用負担を行います。

事故受付・支払案内サービス

事故の受付や保険金お支払いのご案内は、担当者名、連絡先などを添え、お客さまあてにご案内します。

全国に広がるネットワーク体制で、しっかりサポートします。

弁護士ネットワーク

難航する事案や訴訟の場合にも、全国の弁護士ネットワークによりバックアップします。

ロードサービスネットワーク*

お電話1本でロードサービスが急行し、トラブルを解決。バイクの搬送もお任せください。

*詳しくは、[ロードサービス](#) のページをご参照ください。

保険金の種類と補償の概要

お支払いする保険金とその額について

保険・特約の名称	補償の内容	
賠償	対人賠償保険 (普通保険約款・対人賠償条項) ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、ご契約のバイクに搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者の方1名ごとに自賠償保険等から支払われるべき額を超過する損害について補償します(注)。万一の場合に備え、補償は“保険金額無制限”での引受となりますので、1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。
	対物賠償保険 (普通保険約款・対物賠償条項) ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として補償します(注)。

(注)示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

人身傷害補償特約 「一般タイプ」 「搭乗中のみタイプ」	記名被保険者またはそのご家族の方、あるいはご契約のバイクに搭乗中の方がバイクまたは自動車の事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方(またはその父母・配偶者・子)が被る損害について、実損害額(傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益などの実損害額)の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害補償特約損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します。 なお、搭乗中のみ補償特約(人身傷害に関するご契約のバイク搭乗中のみ補償特約)をセットした「搭乗中のみタイプ」の場合は、補償の範囲がご契約のバイクに搭乗中の方のみに限定されます。(この特約をセットしない場合を「一般タイプ」としています。)(注1)	
	搭乗者傷害保険 (普通保険約款・搭乗者傷害条項) ※人身傷害補償特約をセットしない場合、搭乗者傷害保険を自動セット。	ご契約のバイクに搭乗中の方がバイクの事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 ・死亡保険金:被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします(注2)。 ・後遺障害保険金:被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合(4~100%)を乗じた額をお支払いします。 ・医療保険金:被保険者の方が5日以上入院または通院された場合は一律10万円、5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。
	無保険車傷害特約 ※自動セット	無保険車との自動車事故で、記名被保険者もしくはそのご家族またはご契約のバイクに搭乗中の方が、死亡された場合または後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠償保険等から支払われるべき額を超過する損害について、被保険者ごとに2億円を限度に補償します。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。
	自損事故傷害特約 ※人身傷害補償特約をセットしない場合、自損事故傷害特約を自動セット。	単独事故(ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故)など自賠償保険等で補償されない事故で、車両所有者の方またはご契約のバイクに搭乗中の方が死傷された場合、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 ・死亡保険金:被保険者の方が死亡された場合、1,500万円をお支払いします(注2)。 ・後遺障害保険金:被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50~2,000万円をお支払いします。 ・医療保険金:被保険者の方が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき100万円を限度とします。

(注1)○:補償されます ×:補償されません

契約タイプ	ご契約のバイクに搭乗中の事故	他人のバイク(※1)、バス、タクシーに搭乗中の事故(※2)	歩行中等の自動車事故(※3)
一般タイプ	○	○	○
搭乗中のみタイプ	○	×	×

(※1)「他人のバイク」とは、記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するバイク以外の「二輪自動車」または「原動機付自転車」のうち、ご契約のバイクと同一の用途・車種をいいます。その他の用途・車種は補償の対象となりませんのでご注意ください。また、被保険者の使用者の所有するバイクをその使用者の業務のために運転する場合は対象外となりますのでご注意ください。

(※2)バス、タクシーを運転中の事故は除きます。

(※3)「歩行中等の自動車事故」とはバイクまたは自動車に搭乗中以外のすべての自動車事故が対象となります。

(注2)搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額(自損事故傷害特約の場合は1,500万円)から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

その他	弁護士費用補償特約 (自動車事故弁護士費用等補償特約)	記名被保険者もしくはそのご家族、ご契約のバイクに搭乗中の方またはご契約のバイクの所有者(注1)が、バイクまたは自動車の被害事故(相手自動車・バイクの所有、使用または管理に起因する偶然な事故)で死亡された場合、後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用(注2)(注3)について、実際に負担された金額をお支払いします(ただし、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度)。また、法律相談費用(注3)についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払いします。 (注1)ご契約のバイクの所有者については、ご契約のバイクの自動車被害事故の場合に限りです。 (注2)委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や、訴訟費用等をいいます。 (注3)当社の同意を得て負担した費用に限りです。
	対物超過修理費用特約	ご契約のバイクを運転中の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償保険の保険金が出される場合において、相手の車の修理費がその時価額を超過したときに、その差額(注)について50万円を限度として補償します。ただし、保険金をお支払いするのは、相手の車に損害が生じた日の翌日から6ヶ月以内に、相手の車が実際に修理された場合に限りです。 (注)ご自身の過失割合分のみが対象となります。
	搭傷死亡等対象外特約 (搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約) ※搭乗者傷害保険をセットした場合にセット可能。	搭乗者傷害保険の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外とし、医療保険金のみをお支払いする特約です。

保険金をお支払いしない主な場合

	対人賠償保険	対物賠償保険	人身傷害補償特約	搭乗者傷害保険	無保険車傷害特約	自損事故傷害特約	弁護士費用補償特約
台風・洪水・高潮による損害または傷害	×	×	×	×	×	×	×
配偶者・父母・子に対する損害賠償	×	×	×	×	×	×	×
受託物に関する損害賠償	—	×	×	×	×	×	×
酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないうえに、それがある状態での事故による損害または傷害	×	×	×	×	×	×	×
契約者または被保険者の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	×	×	×	×	×	×	×

賠償	対人賠償保険	×	(注)	○	×	×	×	—
	対物賠償保険	×	(注)	○	×	×	×	×
傷害	人身傷害補償特約	△	△	○	×	×	×	×
	搭乗者傷害保険	△	△	○	×	×	×	×
	無保険車傷害特約	△	△	×	×	×	×	×
	自損事故傷害特約	△	△	○	×	×	×	×
	弁護士費用補償特約	△	△	×	×	×	×	×

○:保険金をお支払いします。×:保険金をお支払いできません。
△:その被保険者本人の損害または傷害についてはお支払いできません。

一:対人賠償の対象外です。

(注)重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。

※1 対物賠償保険の保険金が出されない場合は対物超過修理費用補償特約について保険金をお支払いできません。

※2 各傷害保険において、その被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害に対しては保険金をお支払いできません。

※3 上表の各保険・特約のいずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。

- レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害
- 危険物を業務として積載、または危険物を業務として積載した被牽引自動車^(注)を牽引することにより生じた損害または傷害
- 地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害
- 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害

*補償内容・各種用語については、当社Webサイト・重要事項説明書・普通保険約款および特約等をご確認ください。

ロードサービス

突然、バイクが故障したらどうすればいいの？

「ロードサービスセンター」にお電話の上、音声ガイダンスに従ってお進みください。

ロードサービスは ミツ イ に

0120-638-312 24時間365日対応

ご契約のバイクのトラブルの際に、現場へレッカー車（積載車）や修理業者を無料で派遣します。

- 本サービスをご希望の場合は、事故または故障に遭われた後、速やかに当社ロードサービスセンターへご連絡ください。当社ロードサービスセンターへの事前連絡がないままお客様ご自身で業者を手配された場合は、無料サービスの対象外となりますのでご注意ください。
- お電話の際には、「保険証券」または「お客様携帯カード」等をご用意ください。

	サービス名	自宅から50kmまで	自宅から50km以上	内容																
全てのご契約でご利用いただくことができるサービス	レッカーサービス	○	○	事故または故障でバイクが自力走行不能となった場合、 ●トラブル現場へレッカー車（積載車）を手配します。 ●現場から当社（ロードサービスセンター）が指定する修理工場まで距離の制限なく無料で牽引・搬送いたします。 (ただし、お客様が修理工場等を指定される場合は、50km(実走距離)を限度に、無料で牽引します。)																
	車両トラブル緊急対応サービス	○	○	●事故または故障によるトラブルに対し、現場で対応可能な簡易対応作業を無料提供します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブル</th> <th>サービス内容</th> <th>トラブル</th> <th>サービス内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バッテリー上がり★</td> <td>エンジンの再起動(保険期間中に1回を限度)</td> <td>ガス欠</td> <td>10リットルまでのガソリンお届け(ガソリン代有料)</td> </tr> <tr> <td>キー閉じ込み</td> <td>カギ開け</td> <td>その他の作業</td> <td>30分程度の簡易作業</td> </tr> <tr> <td>落輪引き上げ</td> <td>2万円(税込)までの落輪引き上げ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	トラブル	サービス内容	トラブル	サービス内容	バッテリー上がり★	エンジンの再起動(保険期間中に1回を限度)	ガス欠	10リットルまでのガソリンお届け(ガソリン代有料)	キー閉じ込み	カギ開け	その他の作業	30分程度の簡易作業	落輪引き上げ	2万円(税込)までの落輪引き上げ		
	トラブル	サービス内容	トラブル	サービス内容																
	バッテリー上がり★	エンジンの再起動(保険期間中に1回を限度)	ガス欠	10リットルまでのガソリンお届け(ガソリン代有料)																
キー閉じ込み	カギ開け	その他の作業	30分程度の簡易作業																	
落輪引き上げ	2万円(税込)までの落輪引き上げ																			
故障電話相談サービス			●バイクの不具合時、整備士等が電話でアドバイスします。																	
ガソリンスタンド案内サービス			●ガソリンスタンドの情報をご案内します。																	
継続契約※のみご利用いただくことができるサービス	ガソリン10リットルサービス★	—	○	●ガス欠の現場へ急行し、10リットルまでのガソリンを無料でご提供します。(保険期間中に1回を限度)																

携帯電話GPS位置情報サービス (<https://gpsrs.jp/lmb/lt.html?id=mdirect>)

ロードサービスをご利用いただく際、旅行先など見知らぬ場所でも、事故・故障現場を正確に特定することにより、迅速なサービスのご提供をいたします。
※屋内など衛星から捕捉されない場所からのご利用は、最寄りの基地局情報となる場合があります。※NTT docomo, au, SoftBank の3キャリアでご利用いただけますが、一部対応できない機種もございます。



位置情報の送信はコチラから。

※継続契約とは当社での連続した契約年数が2年目以上のご契約をいいます。
【○】部分が無料サービスの対象です。「自宅から50km」とは、事故または故障が発生した現場が自宅から直線距離で50kmをいいます。

サービスを利用される際、ご注意くださいこと。

(1) レッカーサービス

- ①お客様が指定される修理工場まで牽引・搬送する場合で、50km(実走距離)を超える牽引・搬送費用については有料となります。
- ②JAF会員の皆さまについては、JAFへ取次を行います。
お客様が指定される修理工場まで牽引・搬送する場合は65kmまでの牽引・搬送を無料(JAF無料距離15km+当社無料距離50km)、当社(ロードサービスセンター)が指定する修理工場まで牽引・搬送する場合は牽引・搬送距離に関係なく無料とします。但し、15kmを超える搬送費用は、一旦お客様に立て替えていただきます(後日無料サービス部分を精算)。
- ③キーの紛失による搬送は対象外となります。
- ④レッカー車(積載車)で整備工場に入庫したものの、そこで修理が完了しなかった為、別の整備工場まで再度牽引・搬送する場合等、同一のトラブルによって複数回レッカーサービスを利用することはできません。

(2) 車両トラブル緊急対応サービス

- ①セキュリティ装置付等特殊な構造のカギのカギ開けやスペアキー作成は、無料サービスの対象外です。
- ②バッテリー上がりに対するサービスは保険期間中に1回を限度とします。
- ③「落輪」とは、側溝等にタイヤが落ち込んでいて、路面に車体の一部が接している状態をいいます。車体が路面に接していない場合(転落)は、無料サービスの対象外です。
- ④「その他の作業」については、現場における30分程度の作業をサービス対象とし、超過する場合は無料サービスの対象外となります。また、事故や故障によるトラブル以外での作業(オイル交換等)は無料サービスの対象外です。
- ⑤部品代等の実費は有料です。
- ⑥JAF会員の皆さまについては、原則としてJAFへの取次を行い、JAF会員サービスをご利用いただきます。この場合、30分を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料で提供します。

(3) その他

- ①ガソリン10リットルサービスは保険期間中に1回を限度とします。
 - ②ガソリン10リットルサービスはお客様自身で調達可能な場所(例:高速道路のサービスエリア内)では対象外です。
- ◆上記①、②のいずれも、一旦お客様に立て替えていただき、領収書を添付の上、後日、当社ロードサービスセンターへご請求いただけます。

<サービス全般について>

- ①★印については保険期間中に1回を限度とします。
- ②JAF会員の皆さまについては、原則JAFへの取次を行い、JAFのサービスをご利用いただけます。
- ③無料サービスの範囲を超える部分の費用は現場でお支払いいただきます。また、無料サービスの対象範囲であっても、JAFをご利用いただいた場合の費用は、お客様に一旦立て替えていただいた上で、後日無料サービス部分を精算いたします。
- ④離島やレッカー車(積載車)が立ち入りできない場所(湖沼、海岸、河川敷、悪路の山間部等)等では対応できない場合があります。
- ⑤雪道、泥道等で単にスリップまたはスタックした状態で走行できない場合は、無料サービス対象外です。
- ⑥事故・故障の原因が以下に該当する場合は、サービスの対象外です。
a.故意 b.無免許、無資格、酒酔い・酒気帯び、麻薬等道路交通法上禁止されている状態での運転 c.地震、噴火、津波等の天災 d.戦争、暴動危険、原子力 e.公権力の行使 f.レース・ラリー等通常と異なる走行 g.バイクのマニュアル等で定める使用方法の逸脱 h.その他、サービスの提供が適当でない当社が判断する場合
- ⑦このサービスは、保険期間中に発生した故障・トラブルが対象となります。
- ⑧発見された盗難バイクに関するトラブルは無料サービスの対象外となります。
- ⑨ロードサービスは、保険契約とは別に当社がお客様サービスとして実施するものです。サービスの内容や範囲につきましては、変更することがございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑩このサービスは、業務を委託しているジャパン アシスト インターナショナル 株式会社にてご提供します。

身近な安心、確かな未来。

三井ダイレクト損害保険株式会社

●このサービスガイドでご案内している商品・サービス等については、予告なく変更する場合があります。

R04-7 1903